平成２５年７月９日

各　位

会 社 名　　株 式 会 社　岩 手 銀 行
代表者名　　取締役頭取　高 橋 真 裕
（コード番号　８３４５　東証第一部）
問合せ先　　取締役 総合企画部長
兼広報ＣＳＲ室長
三 浦 茂 樹
（ＴＥＬ　０１９－６２３－１１１１）

２０１８年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当行は、平成２５年７月９日付取締役会決議において、総額１億米ドルの２０１８年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、新たな長期ビジョン「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」のもと、平成２５年４月より、計画期間を３年とする新中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」をスタートさせました。本計画では「地域社会活性化への積極的な貢献」「収益力強化に向けた組織と収益構造の改革」「ＣＳ活動の強化と人材の育成」の３つを基本方針に据え、復興支援を強力に推進するとともに、次世代を支える産業の育成などに主体的に関わっていくこととしております。

現状の経済環境や今後のグローバル化の進展等を踏まえますと、地域経済の牽引役として、地場企業の海外進出に対する迅速なサポート態勢の拡充のために、米ドル資金を確保しておく必要性が高まっているとの認識を有しております。また、国内と比べた場合の海外における投融資の機会も増加しております。こうした状況を踏まえ、当行では、安定した米ドル資金の調達を目的として、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

本新株予約権付社債は、転換制限条項や取得条項（額面現金決済型）を付与することで、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主に配慮した負債性の高い商品性となっております。また、本新株予約権付社債の発行と併せて実施する予定の自己株式取得により、資本効率の向上を図ることが可能となります。当行では、本新株予約権付社債の発行によって得られる米ドル資金の活用と自己株式取得の実施は、自己資本利益率（ＲＯＥ）や１株当たり当期純利益（ＥＰＳ）の増加に資するものと考えております。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債の商品性について】

当行は、今後の業績拡大に資する上記資金を確保するうえで、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適した手法であるものと判断いたしました。

① 本新株予約権付社債は２０１８年を満期とする米ドル建及びゼロ・クーポンで発行され、米ドル建ベースでの金利コストの最小化を図った調達手段であること。

② 本新株予約権付社債は転換制限条項を付与することで普通株式への転換可能性を抑制し、また取得条項（額面現金決済型）を付与することで希薄化率を最小限に抑えることを企図しており、既存株主に配慮した負債性の高い商品性としていること。

本新株予約権付社債の商品性に関する補足説明は別紙をご覧ください。

【自己株式取得及び今後の株主還元について】

本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当行は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得する株式の総数の上限を６０万株、取得価額の総額の上限を３０億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、さらに取得する株式の総数を上記取得枠と同数とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による自己株式取得を平成２５年７月１０日に行うことを決定いたしました。また、事前公表型自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による自己株式取得により取得した株数が取得する株式の総数の上限に満たない場合には、同日以降についても信託方式による市場買付けにより機動的に自己株式の取得を継続していく予定です。なお、上記自己株式取得には手元の当行円貨資金を充当する予定であることから、本新株予約権付社債発行による発行手取金（米ドル建）は充当されません。

また、当行では、今後の株主還元につきましては、一株当たり年間６０円の安定配当を目指すとともに、機動的な自己株式の取得を実施していく方針としております。

記

１．社債の名称

株式会社岩手銀行２０１８年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

２．社債の払込金額

本社債の額面金額の１００．０％(各本社債の額面金額　　１００，０００米ドル)

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

４．社債の払込期日及び発行日

２０１３年７月２５日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

５．募集に関する事項

(１)募集方法

Goldman Sachs Internationalを単独ブックランナー兼単独主幹事とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。

(２)本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の１０２．５％

６．新株予約権に関する事項

(１)新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数１００株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(４)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(２)発行する新株予約権の総数

１，０００個

(３)新株予約権の割当日

２０１３年７月２５日

(４)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ)転換価額は米ドル建とし、当初、当行の代表取締役が、当行取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当行と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を本日午後３時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「ＪＰＮＵ」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に１．０を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数＋発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(５)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に０．５を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(６)新株予約権を行使することができる期間

２０１３年8月8日から２０１８年7月１１日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記７(４)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで(但し、下記７(４)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記７(７)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、２０１８年7月１１日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記７(５)記載の当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から下記７(５)記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等(以下に定義する。)を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して１４日以内に終了する３０日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず､本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第１５１条第１項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における２営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合､その東京における３営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

を、当該変更を反映するために修正することができる。

（７）その他の新株予約権の行使の条件

（イ）各本新株予約権の一部行使はできない。

（ロ）２０１８年４月２５日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）は、ある四半期の最後の取引日に終了する３０連続取引日のうちいずれかの２０取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート（下記７（５）に定義する。）により米ドルに換算し１セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の１３０％（１セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、２０１８年４月１日に開始する四半期に関しては、２０１８年４月２４日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① （ⅰ）スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「Ｓ＆Ｐ」という。）により当行に付与される長期カウンターパーティ格付がＢＢＢ－以下である期間、（ⅱ）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「Ｒ＆Ｉ」という。）により当行に付与される発行体格付がＢＢＢ－以下である期間、（ⅲ）Ｓ＆Ｐ若しくはＲ＆Ｉにより当行に長期カウンターパーティ格付若しくは発行体格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は（ⅳ）Ｓ＆Ｐ若しくはＲ＆Ｉにより当行に付与される長期カウンターパーティ格付若しくは発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当行が、本新株予約権付社債権者に対して、下記７（４）記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記７（４）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③ 当行が組織再編等を行うにあたり、上記（６）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

（８）当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ⅰ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ⅱ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ⅲ）当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当行がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当行の努力義務は、当行が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記７(４)(ハ)(ｂ)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権の両方又はいずれかに係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①　新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②　新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(ｉ)又は(ⅱ)に従う。なお、転換価額は上記(４)(ハ)と同様の調整に服する。

(ｉ)　一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ⅱ)　上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその１４日後以内の日)から、上記(６)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥　その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

株予約権の行使は、上記(７)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦　承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を下記７(５)と同様に取得することができる。

⑧　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に０．５を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨　組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩　その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ)当行は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債にかかる信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(９)新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

７．社債に関する事項

(１)社債の総額

１億米ドル

(２)社債の利率

本社債には利息は付さない。

(３)満期償還

２０１８年７月２５日(償還期限)に本社債の額面金額の１００％で償還する。

(４)本社債の繰上償還

(イ)クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の１０％を下回った場合、当行は、本新株予約権付社債権者に対して、３０日以上６０日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の１００％の価額で繰上償還することができる。但し、当行が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)(ⅰ)乃至(ⅳ)に規定される事由が発生した場合又は下記(５)に従った取得通知を行った場合には、以後本(イ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ)税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当行が本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負う旨及び当行が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当行は、本新株予約権付社債権者に対して３０日以上６０日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の１００％の価額で繰上償還することができる。但し、当行が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の９０日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の１０％以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当行に対して当該償還日の２０日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当行は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当行が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)(ⅰ)乃至(ⅳ)に規定される事由が発生した場合又は下記(５)に従った取得通知を行った場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(ａ)上記６(８)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(ｂ)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を当行が受託会社に対して交付した場合、当行は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における１４営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記６(４)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の１００％とし、最高額は本社債の額面金額の１８０％とする(但し、償還日が２０１８年7月１２日から２０１８年7月２５日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の１００％とする。)。かかる方式の詳細は、当行の代表取締役が、当行取締役会の授権に基づき、上記６(４)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当行の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(ⅰ)当行と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当行が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ⅱ)資産譲渡(当行の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当行の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(ⅲ)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当行の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(ⅳ)株式交換若しくは株式移転(当行が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(ⅴ)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び本新株予約権の両方又はいずれかに基づく当行の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ)上場廃止等による繰上償還

(ⅰ)金融商品取引法に従って、当行以外の者(以下「公開買付者」という。)により当行普通株式の公開買付けが行われ、(ⅱ)当行が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ⅲ)当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(但し、当行又は公開買付者が、当該取得後も当行が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(ⅳ)公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日から１４日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における１４営業日目以降３０営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の１００％とし、最高額は本社債の額面金額の１８０％とする。但し、償還日が２０１８年7月１２日から２０１８年7月２５日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の１００％とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ニ)記載の当行の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から６０日以内に生

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

じなかった場合、当行は、当該６０日間の最終日から１４日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における１４営業日目以降３０営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当行が本(ニ)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当行普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当行普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当行は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から１４日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当行普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における１４営業日目以降３０営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の１００％とし、最高額は本社債の額面金額の１８０％とする。但し、償還日が２０１８年7月１２日から２０１８年7月２５日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の１００％とする。)で繰上償還するものとする。

(５)当行による本新株予約権付社債の取得

当行は、２０１８年4月２５日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。本(５)において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から６０日以上７５日以内の日とする。

当行は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して本社債の額面金額相当額の金銭及び交付株式(以下に定義する。)を交付する。当行による本(５)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当行普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当行は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

また、当行が上記(４)(イ)若しくは(ロ)に従った繰上償還の通知を行った場合、上記(４)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(４)(ニ)(ⅰ)乃至(ⅳ)に規定される事由が発生した場合、当行は、以後本(５)に基づく取得通知を行うことはできない。

「交付株式」とは、各本新株予約権付社債につき、(ⅰ)転換価値が本社債の額面金額を超過した額を(ⅱ)１株当たりの平均ＶＷＡＰで除して得られる数の当行普通株式(但し、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「１株当たりの平均ＶＷＡＰ」とは、当行が取得通知をした日の翌日から５取引日(以下に

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

定義する。)目の日に始まる２０連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格(以下「ＶＷＡＰ」という。)をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し１セント未満を四捨五入した金額の平均値(１セント未満を四捨五入)をいう。当該２０連続取引日中に、上記６(４)記載の転換価額の調整事由が発生したときには、１株当たりの平均ＶＷＡＰも適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値(上記６(４)(ロ)に定義する。)が発表されない日を含まない。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{１株当たりの平均ＶＷＡＰ}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、取得通知をした日の翌日から５取引日目の日に始まる２０連続取引日の最終日における転換価額をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後３時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「ＪＰＮＵ」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記(１０)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(６)買入消却

当行は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当行の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当行に交付することができる。

(７)期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当行に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当行は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(８)新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(９)無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(１０)本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch(主支払・新株予約権行使請求

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

受付代理人）

（１１）本新株予約権付社債に係る名簿管理人

Union Bank, N.A.

（１２）社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

（１３）財務上の特約

担保設定制限が付与される。

８．上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

９．その他

当行普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

１．資金の使途

(１)今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金は、米ドル建の投融資に平成２５年度中を目処に充当する予定であります。

(２)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(３)業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

２．株主への利益配分等

(１)利益配分に関する基本方針及び配当決定にあたっての考え方

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実をはかるとともに株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図るなかで、将来の事業計画に必要な投資資金として活用し、企業価値の一層の向上に努めていく所存であります。

当行は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、会社法第４５４条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(２)過去３決算期間の配当状況等

	平成２３年３月期	平成２４年３月期	平成２５年３月期
１株当たり連結当期純利益	６０．１２円	２６６．７９円	３４９．４２円
１株当たり年間配当金 (うち１株当たり中間配当金)	６０．００円 (３０．００円)	６０．００円 (３０．００円)	６５．００円 (３０．００円)
実績連結配当性向	９９．８０％	２２．４８％	１８．６０％
自己資本連結利益率	０．８０％	３．４６％	４．０７％
連結純資産配当率	０．７９％	０．７７％	０．７７％

(注)１．自己資本連結利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(期首の自己資本と期末の自己資本の平均)で除した数値です。

２．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金総額を純資産(期首１株当たりの純資産の部合計と期末１株当たりの純資産の部合計の平均)で除した数値です。

３．その他

(１)潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(２)過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

①　エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

② 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成２３年３月期	平成２４年３月期	平成２５年３月期	平成２６年３月期
始　値	５，３５０円	３，３０５円	３，７５０円	３，８１５円
高　値	５，４３０円	３，９９５円	４，０９５円	４，６９５円
安　値	２，４００円	２，８１２円	３，０００円	３，２７０円
終　値	３，３００円	３，７５０円	３，８０５円	３，９７０円
株価収益率	５４．８９倍	１４．０５倍	１０．８８倍	－

（注）１．平成２６年３月期の株価については、平成２５年７月８日時点で表示しております。
２．株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成２６年３月期については未確定のため記載しておりません。
３．株価は全て、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の株価です。

（３）ロックアップについて

当行は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後１８０日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表するGoldman Sachs Internationalの事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式の発行、当行普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当行普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行及び売却、当行による本新株予約権付社債の取得時における株式の発行等、当行のストックオプション・プランに基づく新株予約権の付与、本新株予約権付社債に付された新株予約権及びストック・オプションに基づき付与された新株予約権の行使、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以　上

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

（別紙）

本新株予約権付社債に付与されている転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）は、以下のとおりとなります。

【転換制限条項】

本新株予約権付社債においては、株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できないこととされています。すなわち、各四半期の最終３０連続取引日のうちいずれかの２０取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し１セント未満を四捨五入した金額が、当該四半期の最終取引日の転換価額の１３０％（１セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、投資家は翌四半期において本新株予約権を行使することができます。ただし、満期償還期日の３カ月前の日以降は、いつでも本新株予約権の行使が可能となります。

【取得条項（額面現金決済型）】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当行が下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得することを内容とする取得条項が付されています。当行が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、当行は、自己の裁量により、満期償還期日の３カ月前の日以降、一定期間の事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき①額面金額の１００％に相当する金額の金銭及び②転換価値（※１）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を１株当たりの平均ＶＷＡＰ（※２）で除して得られる数（１株未満の端数切り捨て）の当行普通株式を交付して、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

※１　転換価値：「（額面金額÷最終日転換価額）×１株当たりの平均ＶＷＡＰ」により算出される数値をいいます。なお、最終日転換価額とは取得通知をした日の翌日から５取引日目の日に始まる２０連続取引日の最終日の転換価額をいいます。

※２　１株当たりの平均ＶＷＡＰ：当行が取得通知をした日の翌日から５取引日目の日に始まる２０連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドル換算し１セント未満を四捨五入した金額の平均値（１セント未満を四捨五入）をいいます。なお、一定の日における為替レートとは当該日の午後３時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「ＪＰＮＵ」に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいいます。

下記は、取得条項に基づく本新株予約権付社債の取得時において交付される財産の概念図です。

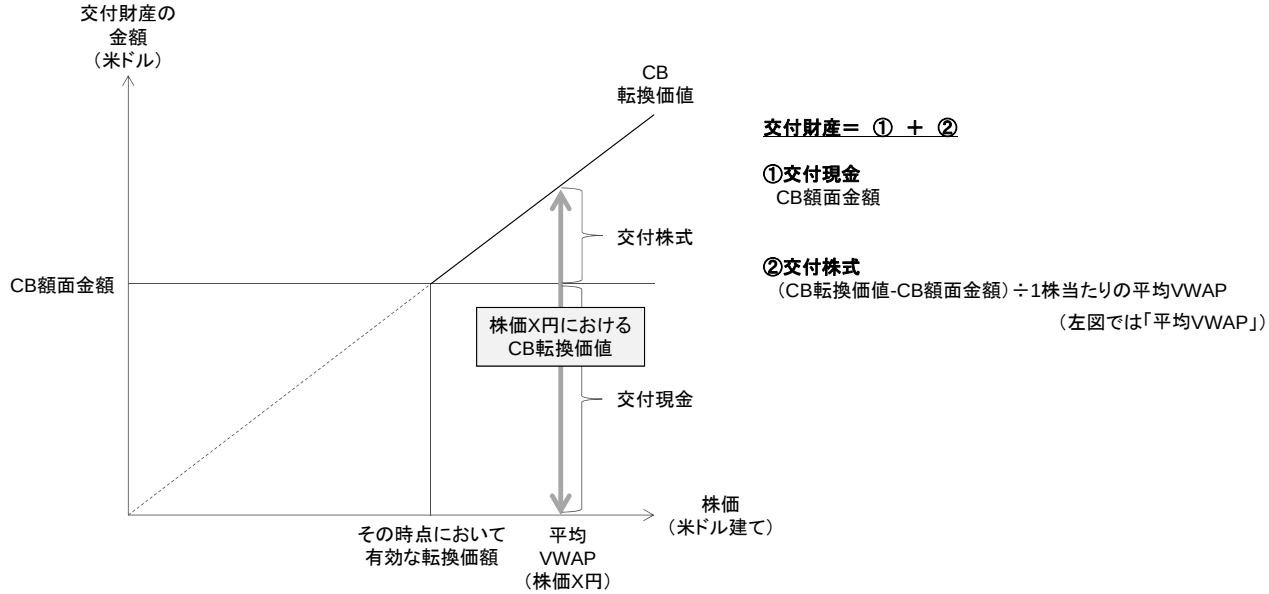

※　ＣＢ（Ｃｏｎｖｅｒｔｉｂｌｅ　Ｂｏｎｄｓ）：新株予約権付社債

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【参考：転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）を組み合わせた概念図】

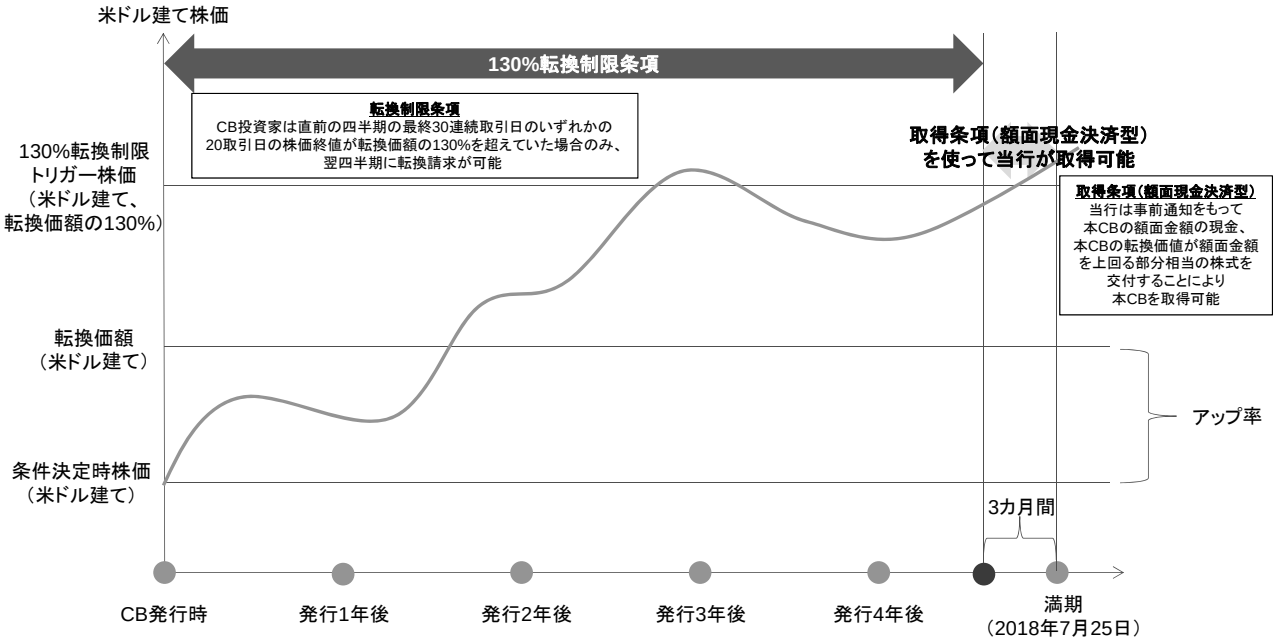

※　上記の概念図において本ＣＢとは転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）が付与された本新株予約権付社債を指します。
※　上記の概念図において１３０％転換制限トリガー株価とは、転換価額の１３０％の株価を指します。また、アップ率とは転換価額／条件決定時株価で計算される比率から１００％を引いた数値を指します。
※　株価変動はイメージであり、当行の株価の動きを予測又は保証するものではありません。
※　米ドル建株価は、円建て株価をその時点の米ドル円レートで換算して計算されることにより、為替変動の影響を受けるため、円建株価と同じ動きをするものではありません。
※　本新株予約権付社債の転換価額は米ドル建で決定されるため、本新株予約権付社債の転換価値及びパリティ（当行普通株式の米ドル建株価を転換価額で除した値）は当行株価（円建）と為替変動の2つの要素の影響を受けます。但し、本新株予約権の行使により当行が交付する当行普通株式の株数は為替変動の影響を受けません。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国１９３３年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国１９３３年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。